

(1)長崎県内の町（※）に居住する者であること

※市及び小値賀町にお住まいの方は、各市町によって実施状況が異なりますので、各市町へお問合せください（市町によっては同様の事業を実施していない場合があります。）。

(2)交付申請時にひとり親であること

(3)養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること

(4)新たに養育費の取決めが必要であり経費負担が発生すること

(5)他の自治体から同じ内容の助成を受けていないこと

【補助対象経費と補助額】

(1)公正証書等作成経費

公証人手数料令に定める公証人手数料（養育費の取決めに係る部分に限る）、家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に要する収入印紙代（養育費の取決めに係る部分に限る）、戸籍謄本等添付書類取得費用

(2)養育費保証契約締結経費

養育費の取決めの対象となる児童について初めて保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する経費

※補助額は、(1)と(2)を合わせて5万円が上限となります。

【申請手続き】

公正証書等を作成した日（令和6年4月1日以後の日に限る。）

又は養育費保証契約を締結した日（令和6年4月1日以後の日に限る。）の翌日から6か月以内に申請をしてください。

【問合せ先】

◎長崎県こども家庭課 家庭福祉・母子保健班

住所：〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

電話：095-895-2443

◎長崎市こども部 こども政策課

住所：〒850-8685 長崎市魚の町 4-1（2階）

電話：095-829-1270

■ お知らせ -----

◆ 年末年始お休みのご案内

12月28日（土）～1月5日（日）間は、お休みとなります。

2025年1月6日（月）10時から開所いたします。

よろしく願いいたします。

■ 1月の予定 -----

◆ 「YELLながさき定期法律相談」

1月15日（水）13:00～16:00 伊藤 岳弁護士

<事前予約受付中>

伊藤 岳弁護士

崎陽合同法律事務所ホームページ

<https://www.kiyou-houritsu.com/>

※長崎県弁護士会所属です。

※日程等合わない場合はご相談ください。

※来所での相談が難しい場合は、電話法律相談も行なっております。

先ずはお問合せください。

■ 編集後記 -----

◆ 良い年を迎える準備をしましょう！

いよいよ今年も終わり、新しい年を迎えようとしています。

新しい年を迎えるにあたって、大掃除、年賀状、鏡餅の準備など、やらなければいけないことが山積みですよね。

その中でも新しい年を迎える前に行いたいこと、それは大掃除。

一年の汚れを落とすことを“煤払い（すすはらい）”といい、古くは

12月13日が煤払いの日とされてきました。

大掃除を始めるのは12月13日頃から、年末にバタバタすることがないように、28日までには終わらせるのが良いとされています。しかし仕事をしていると、仕事納めの後に取り掛かるご家庭が多いのではないのでしょうか。

高い場所から天井→壁→家電・家具→床の順番で、ホコリを払い、雑巾などで拭いていく、最近では便利なお掃除グッズもたくさん売っているので上手に使いながら効率よく進めていきましょう。今年の汚れは今年のうちに落とし、新しい年を迎えましょう。

最後までご覧いただき、ありがとうございました。